



写真集「川蟬」(佐藤博美氏)より

Environmental Impact Assessment

仙台市環境都市推進課

〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目7-17 小田急仙台ビル9階
TEL. 022-214-0013 FAX. 022-214-0580



古紙配合率100% 白紙80%再生紙を使用しています

Environmental Impact Assessment

仙台市環境影響評価条例のあらまし

仙 台 市

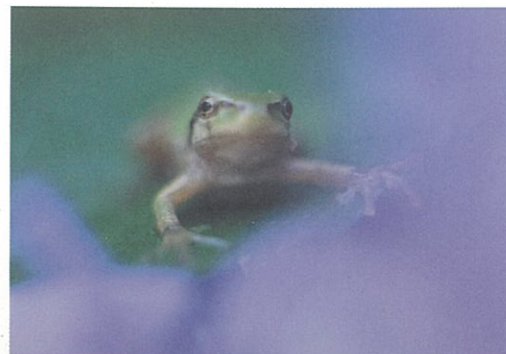
Environmental Impact Assessment

仙台市環境影響評価条例のあらまし

C O N T E N T S



| | |
|------------------------------------|----|
| 環境影響評価制度とは | 1 |
| 仙台市環境影響評価条例の制定 | 1 |
| 仙台市環境影響評価条例について | |
| I. 条例の対象となる事業 | 2 |
| II. 環境影響評価の手続 | |
| 1. 手続のフロー | 4 |
| 2. 手続の特徴 | 6 |
| (1) 事業計画の早期段階における自然環境等の事前調査 | |
| (2) スコーピング手続(環境影響評価の項目・手法の絞り込み) | |
| (3) 工事中、供用後における事後調査と追加的な環境保全対策等の検討 | |
| (4) 住民等の関与の機会の拡充 | |
| (5) 仙台市環境影響評価審査会による科学的・客観的な審査 | |
| (6) 都市計画対象事業についての特例 | |
| III. 環境影響評価の項目 | 8 |
| IV. 環境影響評価の視点 ～環境影響の回避・低減の追求～ | 8 |
| 仙台市環境影響評価条例 | 10 |



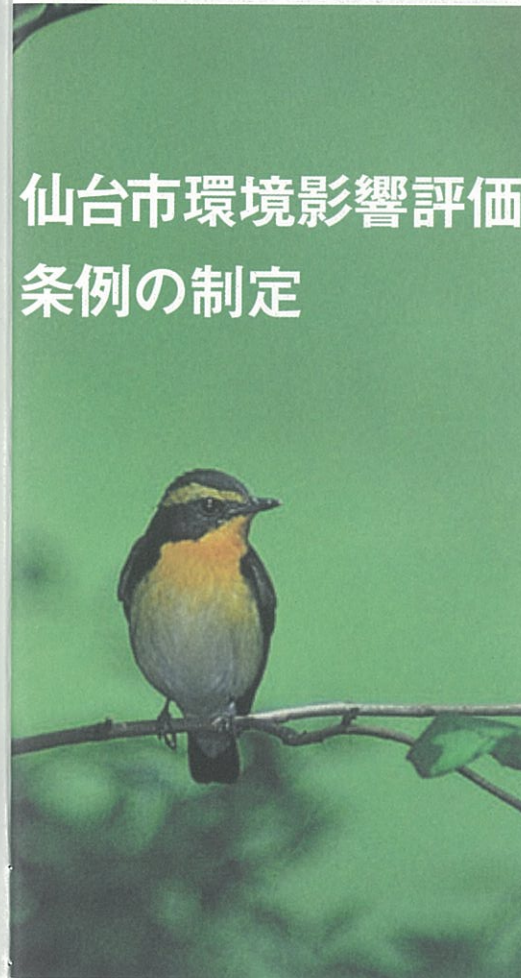
環境影響評価 制度とは



環境影響評価制度又は環境アセスメント制度とは、道路やダム建設、住宅団地の造成などの開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者自身が事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して住民や行政から環境の保全についての意見を聴くことにより、必要な環境の保全及び創造の措置を検討することで、事業が及ぼす環境への影響をできるかぎり小さくする、そのための手続を定めたものです。

道路やダム建設といった開発事業は、私たちの生活にとって必要なものですが、だからといって、環境に悪い影響を与えてもいいというものではありません。後で、取り返しがきかないこともあります。そうならないように未然に対応するための仕組みが環境影響評価制度なのです。

仙台市環境影響評価 条例の制定



仙台市には、これまで独自の環境影響評価制度がなく、市域における大規模な開発事業については、国や宮城県の制度の中で、環境の保全についての市長の意見を提出するという形で間接的に関わってきたに過ぎませんでした。

平成8年3月に仙台市環境基本条例を制定しましたが、その中で、環境影響評価制度を、地域の環境保全を図る上での最も重要な施策の一つとして位置づけ、翌年3月に公表した市の環境基本計画である「杜の都環境プラン」においても、早期の条例による制度化の必要を明示しました。そして、平成9年6月には環境影響評価法が公布され環境影響評価に関する統一的なルールが示されました。

このような状況に対応して、市では、独自の環境影響評価制度の制定に向け、その検討を仙台市環境審議会にお願いすることにし、同年10月に「(仮称)仙台市環境影響評価条例の基本的あり方について」諮問を行いました。環境審議会では、市民や事業者の方々からの意見の聴取のための手続を含めおよそ十月にわたり真剣な議論が重ねられ、平成10年8月に最終答申が発表されました。

市では、その内容を踏まえ、同年12月に「仙台市環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月から施行することになりました。今後、市は、皆様のご協力をいただきながら、「杜の都」の恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、この制度を適正に運用し、主体的に、自らの責任において、地域の環境の保全に取り組んでいくことになります。

☆条例の施行日及び経過措置☆

条例の施行日は、平成11年6月12日です。ただし、宮城県環境影響評価要綱の対象事業以外の事業(この条例により新たに環境影響評価の手続が必要となる事業)については、適用を6月間猶予し、平成11年12月12日からの適用となります。

なお、施行日又は適用日前に事業の実施に必要な許認可等の申請などがすでに済んでしまった事業については、この条例の適用を除外することになりますが、その場合であっても、施行日又は適用日から5年を経過してその事業に着手する際は、この条例による環境影響評価の手続が必要になります。

仙台市環境影響評価条例について

☆対象事業以外の事業への条例による手続の要請☆

対象事業は下記の表のとおりですが、規模要件に満たない場合であっても、その事業が及ぼす環境影響が特に著しいものとなるおそれがあると判断されたときは、市長は、予め仙台市環境影響評価審査会の意見を聴いて、事業者が条例による手続を経ることを求めることができることとしています。



- A地域**：国定公園，県立自然公園，県自然環境保全地域，緑地環境保全地域，鳥獣保護区特別保護地区，保安林，農振農用地，風致地区，緑地保全地区，保存緑地，広瀬川特別環境保全区域
- B地域**：国定公園・県立自然公園の特別地域，県自然環境保全地域の特別地区
- C地域**：都市計画法上の住居専用地域

I. 条例の対象となる事業

条例により環境影響評価の手続が必要になる事業は、道路、ダム、廃棄物処理施設、住宅団地の造成、大規模建築物・高層建築物などの23種類の事業となっており、国や県の制度に比べて事業の種類を拡大しています。

また、対象となる事業の規模については、市域のうち環境により配慮が必要になる地域を3つに区分し、自然公園や県自然環境保全地域などに代表される地域をA地域、A地域のうち自然公園の特別地域及び県自然環境保全地域の特別地区をB地域、そして、住居専用地域をC地域とし(右図参照)、これらの地域においては、対象となる事業の規模を引き下げ、より小さな規模の事業においても環境影響評価の手続を求めることにしました。

なお、具体的な事業の種類と規模要件は、以下の表のとおりです。

〈条例対象事業一覧〉

| 事業の種類 | 規模要件 | | |
|------------------------------|--|--|---|
| | 全地域 | A地域 | B地域 |
| 1. 道路 | | | |
| 高速自動車国道 | すべて | | |
| 自動車専用道路 | すべて | | |
| 一般国道・県道・市道 | 4車線・5km以上(C地域 4車線・2km以上) | 2車線・2km以上 | 2車線・1km以上 |
| 林道 | 幅員3.5m・10km以上 | 幅員3.5m・5km以上 | 幅員3.5m・2km以上 |
| 2. ダム・堰・放水路 | | | |
| ダム | 貯水面積20ha以上 | 貯水面積10ha以上 | 貯水面積5ha以上 |
| 堰 | 湛水面積20ha以上 | 湛水面積10ha以上 | 湛水面積5ha以上 |
| 放水路 | 改変面積20ha以上 | 改変面積10ha以上 | 改変面積5ha以上 |
| 3. 鉄道・軌道 | | | |
| 新幹線鉄道 | すべて | | |
| 鉄道・軌道 | すべて | | |
| 操車場等 | 面積20ha以上 | 面積10ha以上 | 面積5ha以上 |
| 4. 飛行場(陸上飛行場・陸上ヘリポート) | | | |
| | すべて | | |
| 5. 工場・事業所・研究所 | | | |
| 工場・事業所 | 面積20ha又は排出ガス量4万m ³ /h若しくは排水量5千m ³ /日以上 | 面積10ha又は排出ガス量4万m ³ /h若しくは排水量5千m ³ /日以上 | 面積5ha又は排出ガス量4万m ³ /h若しくは排水量5千m ³ /日以上 |
| 研究所 | 面積20ha以上 | 面積10ha以上 | 面積5ha以上 |
| 6. 電気工作物 | | | |
| 変電所 | 面積20ha以上 | 面積10ha以上 | 面積5ha以上 |
| 送電線路 | 25万V・10km以上 | 25万V・7km以上 | 25万V・3km以上 |
| 7. 廃棄物最終処分場 | | | |
| | 埋立面積5ha以上 | すべて | |

| 事業の種類 | 規模要件 | | |
|---------------------------------|---------------------------------|----------|---------|
| | 全地域 | A地域 | B地域 |
| 8. 廃棄物処理施設 | | | |
| ごみ処理施設(焼却) | 処理能力100t/日又は面積5ha以上 | | |
| ごみ処理施設(焼却以外) | 面積20ha以上 | 面積10ha以上 | 面積5ha以上 |
| し尿処理施設 | 処理能力100kl/日又は面積5ha以上 | | |
| 産業廃棄物中間処理施設(焼却) | 処理能力100t/日又は面積5ha以上 | | |
| 産業廃棄物中間処理施設(焼却以外) | 面積5ha以上 | | |
| 9. 下水道終末処理場 | | | |
| | 面積20ha以上 | 面積10ha以上 | 面積5ha以上 |
| 10. 住宅団地・別荘団地の造成 | | | |
| | 面積20ha以上 | 面積10ha以上 | 面積5ha以上 |
| 11. 工業団地・研究所団地・流通業務団地の造成 | | | |
| | 面積20ha以上 | 面積10ha以上 | 面積5ha以上 |
| 12. 学校用地の造成 | | | |
| | 面積20ha以上 | 面積10ha以上 | 面積5ha以上 |
| 13. スポーツ・レクリエーション施設用地造成 | | | |
| | 面積20ha以上 | 面積10ha以上 | 面積5ha以上 |
| 14. 浄水施設・配水施設用地の造成 | | | |
| | 面積20ha以上 | 面積10ha以上 | 面積5ha以上 |
| 15. 都市公園 ※1 | | | |
| | 面積20ha以上 | 面積10ha以上 | |
| 16. 墓地・墓園の造成 | | | |
| | 面積20ha以上 | 面積10ha以上 | 面積5ha以上 |
| 17. 畜産施設 | | | |
| | 面積20ha以上 | 面積10ha以上 | 面積5ha以上 |
| 18. 土石の採取 | | | |
| | 面積20ha以上 | 面積10ha以上 | 面積5ha以上 |
| 19. 土地区画整理事業 | | | |
| | 面積20ha以上 | 面積10ha以上 | 面積5ha以上 |
| 20. 公有水面の埋立て・干拓 | | | |
| | 面積10ha以上 | 面積5ha以上 | |
| 21. 大規模建築物・高層建築物・高層工作物 | | | |
| | 高さ100m又は延べ面積5万m ² 以上 | | |
| 22. その他の造成事業 ※2 | | | |
| | 面積20ha以上 | 面積10ha以上 | 面積5ha以上 |
| 23. 複合開発事業 ※3 | | | |
| | 面積20ha以上 | 面積10ha以上 | 面積5ha以上 |

※1.環境保全を目的とする都市公園は改変面積が5ha以上のものに限る

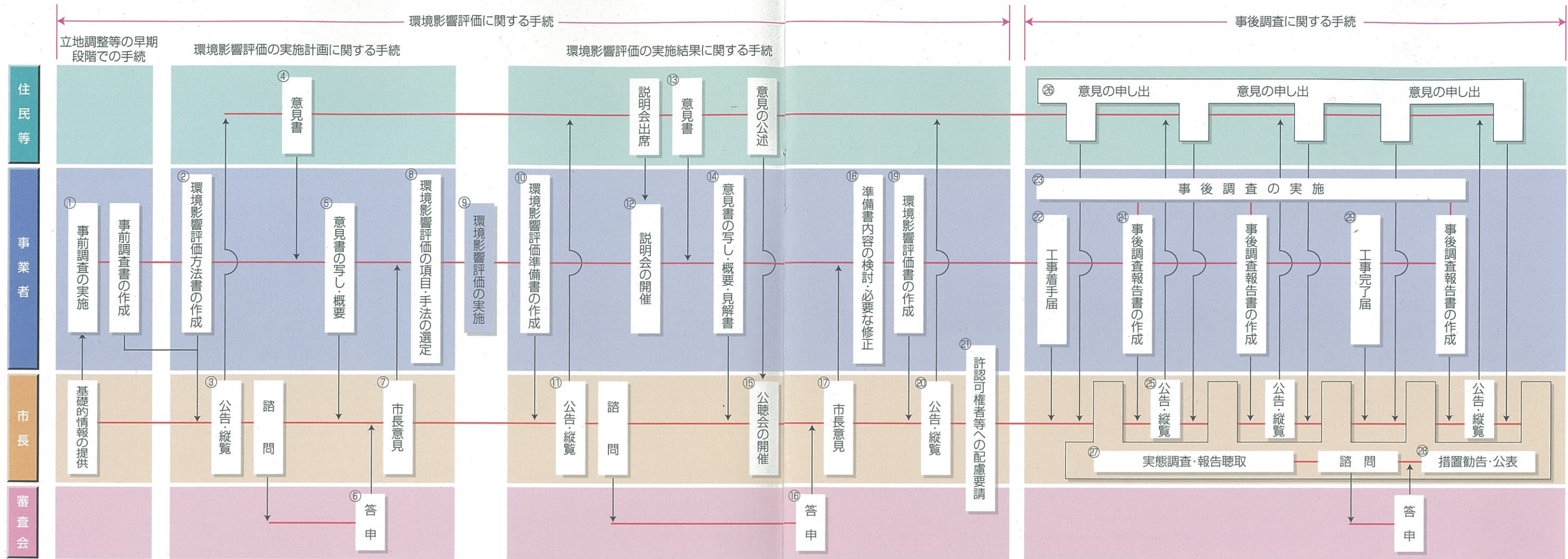
※2.建築物又は工作物の建設のための用地の造成の事業

※3.この表の10～13の事業及び22の事業のいずれか二以上に該当する一事業

(備考)この表は、条例施行規則の別表第1を要約したものです。具体的な事業への適用に当たっては、必ず別表第1を確認してください。なお、環境影響評価法の対象事業であるときは、同法の手続によることになります。

II. 環境影響評価の手続

1. 手続のフロー



環境影響評価に関する手続

1. 立地調整等の早期段階での手続

① 事業者は、事業候補地及びその周辺の自然環境等について文献等による簡易な調査(事前調査)を行い、事業候補地の検討を行い、その結果を事前調査書に取りまとめます。市長は、各種の環境データを収集・整理し、事業者に提供するように努めます。

2. 環境影響評価の実施計画に関する手続

② 事業者は、環境影響評価を行うべき地域等の概況、環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法等について記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」)を作成し、事前調査書と併せて市長に提出します。

③ 市長は、方法書等が提出されたときは、その旨を公告し、1週間縦覧に供します。

④ 方法書に環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、③の公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書を提出することができます。

⑤ 事業者は、意見書の写し及びその概要を市長に送付します。

⑥ 仙台市環境影響評価審査会(以下「審査会」)は、市長から諮問された方法書の内容について、専門的見地から調査審議し、その結果を市長に答申します。

⑦ 市長は、審査会の答申を踏まえ、⑤の送付を受けた日から3月(やむを得ない理由があるときは4月)以内に、方法書についての環境の保全及び創造の見地からの意見を述べます。

⑧ 事業者は、⑦の意見を勘案して、環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法を選定します。

3. 環境影響評価の実施

⑨ 事業者は、事業の実施地域及びその周辺の現況について、詳細な調査を実施し、事業が及ぼす環境への影響を予測します。その結果を踏まえ、環境の保全及び創造の措置を検討し、その措置が講じられた場合の環境への影響を総合的に評価します。

4. 環境影響評価の実施結果に関する手続

⑩ 事業者は、調査等の結果、環境の保全及び創造の措置、総合的な評価、事後調査の計画等を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」)を作成し、要約書とともに市長に提出します。準備書は、事業の実施に必要な許認可等の申請等の前までに提出しなければなりません。

⑪ 市長は、準備書が提出されたときは、その旨を公告し、1週間縦覧に供します。

⑫ 事業者は、⑪の縦覧期間内に準備書の内容についての説明会を開催します。

⑬ 準備書に環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、⑪の公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書を提出することができます。

⑭ 事業者は、意見書の写し及びその概要、当該意見に対する事業者の見解を記載した書面(見解書)を市長に送付します。

⑮ 市長は、⑭の送付を受けたときは、必要に応じて、公聴会を開催します。

⑯ 審査会は、市長から諮問された準備書の内容について、専門的見地から調査審議し、その結果を市長に答申します。

⑰ 市長は、審査会の答申を踏まえ、⑭の送付を受けた日から4月(やむを得ない理由があるときは5月)以内に、準備書についての環境の保全及び創造の見地からの意見を述べます。

⑱ 事業者は、⑰の意見を勘案して、準備書の内容について検討し、修正が必要な事項に関しては、必要に応じて改めて環境影響評価を行います。

⑲ 事業者は、⑱の結果を踏まえ、環境影響評価書(以下「評価書」)を作成し、その要約書とともに市長に提出します。

⑳ 市長は、評価書が提出されたときは、その旨を公告し、1週間縦覧に供します。

㉑ 市長は、評価書を許認可権者等に送付し、許認可等の審査に際して、評価書の内容に最大限配慮してもらうよう要請します。なお、方法書、準備書についても、その提出の際に、許認可権者等に送付します。

事後調査に関する手続

㉒ 事業者は、工事に着手したときは市長に届け出ます。

㉓ 事業者は、工事中及び供用後の環境の状況を把握するため、評価書に記載した事後調査の計画に基づき事後調査を行います。

㉔ 事業者は、事後調査の結果を事後調査報告書に取りまとめ、市長に提出します。事業者は、事後調査の結果に基づき、必要に応じて自主的に追加的な環境保全対策等を講じます。なお、事後調査報告書は、一回限りではなく、適時提出するものです。

㉕ 市長は、事後調査報告書が提出されたときは、その旨を公告し、1週間縦覧に供します。

㉖ 事業の実施地域及びその周辺の環境の状況等が明らかに評価書の記載内容と異なり、環境の保全及び創造の見地からは是正の必要があると認める者は、最後の事後調査報告書の縦覧期間満了の日までに、その旨を書面で申し出ることができます。

㉗ 市長は、㉔の提出があった場合、㉕の申し出があった場合等において、環境の状況等が評価書の記載内容と異なり、環境の保全及び創造の見地から必要と認めるときは、事業の実施状況等について実態を調査し、又は事業者に報告を求めます。

㉘ 市長は、㉗の結果が事業者の責めによるもので環境の保全及び創造に著しい支障をきたすおそれがあると認めるときは、事業者に必要な措置をとるべきことを勧告します。さらに、事業者がこの勧告に従わないときは、その旨を公表します。

なお、市長は、措置勧告に当たって、必要に応じて、審査会の意見を求めます。

㉙ 事業者は、工事が完了したときは市長に届け出ます。(工事後も事後調査に関する手続は続行します。)

2. 手続の特徴

1 事業計画の早期段階における自然環境等の事前調査

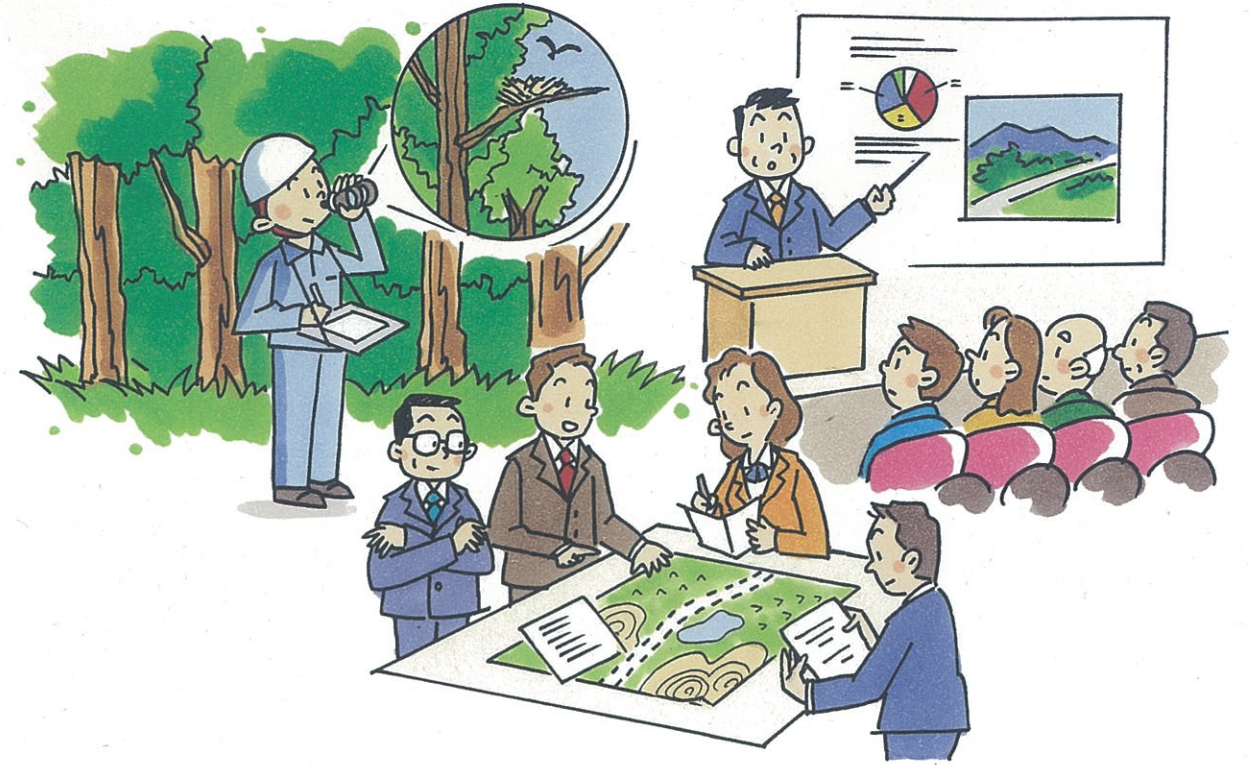
どのような事業でも、「どこで行うか」という立地選定の過程がありますが、この過程で事業候補地の自然環境等について簡易な調査(事前調査)を義務付け、市の環境基本計画である「杜の都環境プラン」との整合を図ることを求めました。

一般に、自然環境への影響は立地に大きく左右されると言われていますが、従来の環境影響評価が立地を含め事業の内容がほぼ固まった段階で実施されるため、例えば、調査の結果、事業の実施地域が貴重な動物の生息域に重なることが判明したとしても、大幅な変更が難しいという問題点が指摘されてきました。この点に対応して、立地選定の過程において、候補地それぞれについて主に自然環境に係る特性を把握してもらうための調査を義務付け、環境影響の回避等が必要な対象を明らかにしてもらうことで、立地選定における環境保全上の配慮を促すことにしたものです。

なお、事前調査の結果は、事前調査書として取りまとめられ、方法書と併せて提出されることになります。

☆「杜の都環境プラン」との整合☆

「杜の都環境プラン」の第5章「土地利用における環境配慮の指針」において、土地利用の側面から、実際の開発事業などの立案等に際しての環境配慮の基本的考え方を提示していますが、事業計画がそれに即したものになるように配慮することを求めるものです。



2 スコーピング手続

(環境影響評価の項目・手法の絞り込み)

環境影響評価の実施に先立ち、住民や行政の意見を聴きながら、環境影響評価の項目や手法を絞り込んでいくスコーピング手続を導入しました。

従来の制度では、環境影響評価の項目などが予め決められているなど画一的な環境影響評価が行われてきましたが、事業が及ぼす環境への影響は、事業の具体的な内容や事業の実施地域あるいはその周辺の環境の状況によって異なることから、環境影響評価の項目などについて一律に決めておくのではなく、個別の事業ごとに絞り込んでいくことで、作業の手戻りの防止や実施される地域に応じたメリハリの効いたわかりやすい環境影響評価を行うことができるようになります。

3 工事中、供用後における事後調査と追加的な環境保全対策等の検討

事後調査とは、事業に係る工事の着手後に、その事業が実際に及ぼした環境への影響について行う調査のことを言います。環境影響評価法における事後調査は、主に予測等の不確実性の観点で必要に応じて実施されることになっていますが、市の条例では、原則として、環境影響評価を行った項目すべてについて事後調査を行うことを義務付け、その結果を事後調査報告書に取りまとめて公表させることにしました。これは、制度の信頼性の確保のために重要な仕組みであり、環境影響評価の検証とともに、評価書どおりに事業が行われているかどうかをチェックする機能・役割を持っています。

具体的には、事業者は、工事中あるいは供用開始後に、事後調査を実施し、予測評価結果との検証を行うとともに、必要に応じて追加的な環境保全対策等を講じることになります。また、事後調査報告書や工事の実施状況等に対しては、住民等の意見の申し出を認め、市長はそれらを踏まえ、事後調査の結果と予測評価の結果が著しく異なり、環境の保全及び創造の見地から必要があると判断したときは、実態を調査し、または報告を求めることにします。そして、環境の保全及び創造に著しい支障をきたすおそれがあるときは、必要な措置をとるよう勧告できる仕組みとしています。

4 住民等の関与の機会の拡充

すべての対象事業について、住民等の関与を位置付けるとともに、関与の場面を充実させました。具体的には、方法書や準備書への環境の保全及び創造の見地からの意見の提出、事業者による準備書についての説明会への参加あるいは市が開催する公聴会での意見の公述、事後調査の結果や事業の実施状況への意見の申し出の機会があります。また、意見を提出できる者の範囲を地域住民に限定せず、意見のある者は誰でも提出することができます。

5 仙台市環境影響評価審査会による科学的・客観的な審査

事業者のセルフコントロール(自制)を前提にした環境影響評価に対して、その内容の科学的客観性を確保するために、第三者的機関として、動物や植物といった環境影響評価の項目の専門家15名以内で構成される仙台市環境影響評価審査会を設置し、方法書や準備書の審査を行います。また、市長の環境の保全及び創造の見地からの意見の形成に際しては、その審査の結果を踏まえることにし、その公正さを確保します。

6 都市計画対象事業についての特例

対象事業が都市計画法の市街地開発事業として、又は都市施設として都市計画に定められるものについては、環境影響評価の結果を都市計画に反映させるため、都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価の手続を行うことができること、準備書の提出時期を都市計画の案の公告の日の前までとすることなど環境影響評価の手続が都市計画決定の手続と併せて行われるようにします。

Ⅲ. 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、公害の防止と自然環境の保全の観点に限定せずに、市の環境基本条例の枠組みを踏まえ、次の項目を一般的に認められるものとして定めました。

●環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨とする項目

- 大気環境
 - 大気質 騒音 振動 低周波音 悪臭
- 水環境
 - 水質 水底の底質 地下水汚染 水象
- 土壌環境
 - 地形及び地質 地盤沈下 土壌汚染
- その他の環境
 - 電波障害 日照障害 風害



●生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨とする項目

植物 動物 生態系



●人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的、文化的な所産への配慮を旨とする項目

景観 自然との触れ合いの場 文化財



●環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の構築及び地球環境保全への貢献を旨とする項目

廃棄物等 温室効果ガス等



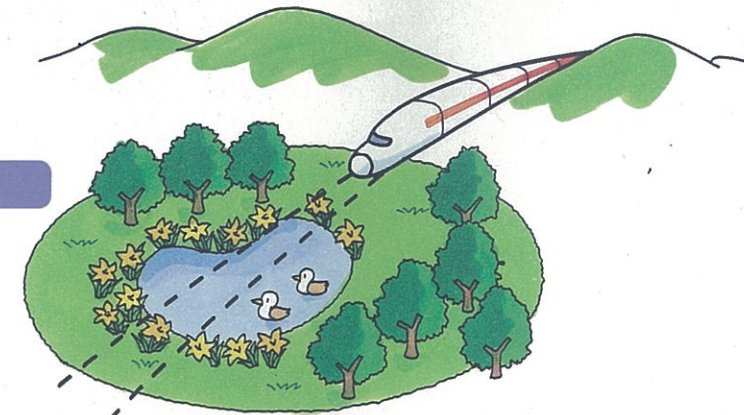
なお、実際の環境影響評価に際しては、上記の項目に限定されず、スコーピング手続によって取捨選択あるいは追加されることになります。

Ⅳ. 環境影響評価の視点 ～環境影響の回避・低減の追求～

事業者は、環境影響評価の項目ごとに環境の現況について詳細な調査を行った後、事業の実施が環境に及ぼす影響について予測を行い、その結果に基づいて環境影響を「回避・低減」するための環境保全対策を検討します。そして、実行可能な範囲で環境影響が最大限に「回避・低減」されているかどうかを見極めるのが「評価」です。さらに、評価の結果、やむを得ず生じる影響については、事業の実施により損なわれる環境の持つ価値又は機能を「代償」するための措置を検討します。最後に、項目ごとの調査、予測、評価の結果を整理し、「回避・低減」や「代償」といった環境の保全及び創造の措置が講じられた場合における環境影響の「総合評価」を行います。これら一連の作業が、言うまでもなく「環境影響評価」なのです。

環境影響評価制度は、事業者に必要な限りの環境配慮を行ってもらうことが目標であり、「回避・低減」を追求する姿勢が求められます。

事業計画案



●環境影響評価に基づく事業計画案の検討のイメージ



評価のポイント

- 実行可能な範囲で、環境への影響を最大限に回避・低減しているかを追求すること。やむを得ず代償措置を講ずる場合は、回避・低減が困難であることを明確にするとともに、損なわれる環境と代償される環境について、十分に調査を実施し、措置内容を慎重に検討すること
- 環境への影響を最大限に回避・低減しているかどうかの評価は、事業実施区域、造成計画、建造物の構造・配置、環境保全設備、工事の方法等について、複数の計画案又は環境保全対策案の比較検討により行うこと
- 環境基準や市の環境プランの目標等、行政による環境の保全の観点からの基準や目標が示されているときは、これらとの整合を図る必要があること
- これらの考え方は、事前調査を踏まえての環境への配慮や事後調査に基づく追加的な環境保全対策等の検討でも十分に生かすこと

仙台市環境影響評価条例 (平成10年12月16日 仙台市条例第44号)

目次

- 第1章 総則(第1条―第3条)
- 第2章 環境の構成要素に係る項目及び技術指針(第4条・第5条)
- 第3章 環境影響評価に関する手続
 - 第1節 事前調査書(第6条)
 - 第2節 方法書(第7条―第10条)
 - 第3節 環境影響評価の実施等(第11条・第12条)
 - 第4節 準備書(第13条―第18条)
 - 第5節 評価書(第19条―第21条)
 - 第6節 対象事業の実施の制限等(第22条・第23条)
- 第4章 事後調査に関する手続(第24条―第31条)
- 第5章 対象事業の内容の変更等(第32条―第34条)
- 第6章 都市計画対象事業に関する特例(第35条―第37条)
- 第7章 法対象事業等に係る条例の手続(第38条―第45条)
- 第8章 仙台市環境影響評価審査会(第46条)
- 第9章 雑則(第47条―第53条)

附則

- 第1章 総則(目的)
 - 第1条 この条例は、環境影響評価及び事後調査に関する手続等を定めることにより、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の立案及び実施に際し、環境の保全及び創造(環境への影響を回避し、又は低減することが困難である場合に、損なわれる環境の代償として講じられる環境の創出をいう。以下同じ。)の見地から適正な配慮がなされることを期し、もって仙台市環境基本条例(平成8年仙台市条例第3号。以下「基本条例」という。)の本旨である現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。(定義)

- 第2条 この条例において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。))並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全及び創造のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

- 2 この条例において「事後調査」とは、事業に係る工事の着工後に、当該事業に係る環境影響について行う調査をいう。
- 3 この条例において「対象事業」とは、次に掲げる事業の種類のうちに該当する一の事業であって、規模、実施される地域等により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。ただし、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)及び法第4条第3項第1号又は第2号の措置がとられる前の法第2条第3項に規定する第二種事業を除く。

- (1) 道路の新設又は改築の事業
- (2) ダム、堰又は放水路の新築又は改築の事業
- (3) 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業
- (4) 飛行場の設置又は変更の事業
- (5) 工場、事業場又は研究所の建設の事業
- (6) 電気工作物の設置又は変更の事業
- (7) 廃棄物の最終処分場の設置又は変更の事業
- (8) 廃棄物の処理施設の設置又は変更の事業
- (9) 下水道の終末処理場の設置又は変更の事業
- (10) 住宅団地又は別荘団地の造成の事業
- (11) 工業団地、研究所団地又は流通業務団地の造成の事業
- (12) 学校用地の造成の事業
- (13) スポーツ施設又はレクリエーション施設の用地の造成の事業
- (14) 浄水施設又は配水施設の用地の造成の事業
- (15) 公園の建設の事業
- (16) 墓地又は墓園の造成の事業
- (17) 畜産施設の設置又は変更の事業
- (18) 土石の採取の事業
- (19) 土地区画整理事業
- (20) 公有水面の埋立て又は干拓の事業
- (21) 大規模建築物又は高層の建築物若しくは工作物の建設の事業(前各号に掲げる事業の種類に該当するものを除く。)

- (22) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める事業の種類
- 4 この条例(この章、第39条及び第41条を除く。)において「事業者」とは、対象事業を実施し、又は実施しようとする者(国が行う対象事業にあっては当該対象事業の実施を担当する行政機関(地方支分部局を含む。))の長、委託に係る対象事業にあってはその委託を、又はしようとする者)をいう。(市等の責務)

- 第3条 市は、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続が適切かつ円滑に行われるように、環境の保全及び創造の見地からの必要な助言又は指導並びに情報の収集、整理及び提供に努めるとともに、環境影響評価及び事後調査の手法の研究並びにその成果の普及に努めなければならない。
- 2 事業者は、その責任と負担において、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続を誠実に実施し、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するように努めなければならない。
- 3 市民は、この条例の規定による環境影響評価及び事後調査に関する手続が適切かつ円滑に行われるように、環境の保全及び創造の見地からの有益な情報の提供その他の

- 方法により、当該手続の実施に協力するように努めなければならない。
- 第2章 環境の構成要素に係る項目及び技術指針(環境の構成要素に係る項目)
 - 第4条 市長は、基本条例第7条に規定する環境の保全及び創造に関する施策の基本方針を踏まえ、対象事業に係る環境影響についての調査、予測及び評価を行うべき環境の構成要素に係る項目として一般的に認められるものを規則で定めなければならない。(技術指針)

- 第5条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、次に掲げる事項に係る指針(以下「技術指針」という。)を定めなければならない。
 - (1) 第6条第1項の規定による事前調査の実施の手法及び事前調査書の作成の方法
 - (2) 第7条第1項の規定による環境影響評価方法書の作成の方法
 - (3) 第11条第1項の規定による環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の方法
 - (4) 第12条及び第19条第1項第3号の規定による環境影響評価の実施の手法並びに第13条第1項の規定による環境影響評価準備書の作成及び第19条第2項の規定による環境影響評価書の作成の方法
 - (5) 第26条(第43条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事後調査の実施の手法及び事後調査報告書の作成の方法
 - (6) 第42条第1項の規定による事後調査計画書の作成の方法
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項で必要と認められるもの

- 2 市長は、技術指針について、最新の科学的知見に基づき検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定しなければならない。
- 3 市長は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ、仙台市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、技術指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表しなければならない。

- 第3章 環境影響評価に関する手続(第1節 事前調査書)
 - 第6条 事業者は、対象事業の立案に際し(法第4条第3項第2号の措置がとられた対象事業にあっては、当該措置がとられた後、速やかに)、技術指針で定めるところにより、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺の環境の状況について、文献調査その他の方法により、規則で定める項目ごとの調査(以下「事前調査」という。)を行い、次に掲げる事項を記載した事前調査書を作成しなければならない。
 - (1) 事前調査の対象とした地域の範囲
 - (2) 事前調査の結果をその項目ごとに取りまとめたもの
 - (3) 第1号の地域に存する野生生物、地形その他の自然物及び森林、水辺地その他の地域のうち事業の実施に当たり保全しようとするもの
 - (4) 前号に掲げるもののほか、事業の実施に当たり環境の保全及び創造について配慮しようとする内容

- 2 事業者は、前項第3号及び第4号に掲げる事項の記載に際しては、基本条例第8条の規定に基づき定められた仙台市環境基本計画との整合が図られるよう十分に配慮しなければならない。
- 3 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて事前調査書を作成することができる。
- 4 市長は、事前調査を行うべき項目に関しての基礎的な情報を収集し、かつ、整理し、事業者これを提供するように努めなければならない。

- 第2節 方法書(方法書等の提出)
 - 第7条 事業者は、事前調査書に記載されているところにより環境の保全及び創造についての適正な配慮をして対象事業の計画を検討した後、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成し、当該方法書に係る事前調査書と併せて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
- (3) 対象事業が実施されるべき区域その他の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(以下「関係地域」という。)の範囲及びその概況
- (4) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合においては、対象事業に係る環境影響評価の項目)
- 2 前条第3項の規定は、方法書の作成について準用する。
- 3 第1項の規定による方法書及び事前調査書(以下「方法書等」という。)の提出は、当該対象事業の内容がおおむね特定され、かつ、環境影響評価の結果に基づいてその計画を修正することが可能な時期に行わなければならない。(方法書等の公告及び縦覧等)

- 第8条 市長は、方法書等の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、方法書等の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、方法書等を公告の日から起算して1週間縦覧に供しなければならない。
- 2 市長は、その実施に際し、法令等の規定により、免許、特許、許可、認可若しくは承認(第43条第3項及び第50条第6項を除き、以下「免許等」という。)又は届出(当該届出に係る法令等において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができる)が規定されているものに限る。以下「特定届出」という。)が必要とされる対象事業について、前項の規定による公告を行ったときは、遅滞なく、当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、当該対象事業に係る方法書等を送付するものとする。(方法書についての意見書の提出等)

- 第9条 方法書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、前条第1項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日まで間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
- 2 事業者は、前項の期間を経過した後、速やかに、同項の意見の概要を記載した書類及び同項の意見書の写し(意見書の提出がない場合には、これらに代えてその旨を記載した

- 書面)を市長に送付しなければならない。(方法書についての市長の意見)

- 第10条 市長は、前条第2項の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 2 前項の場合において、市長は、前条第1項の意見に配慮するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の意見を述べたときは、遅滞なく、その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。

- 第3節 環境影響評価の実施等(環境影響評価の項目等の選定等)
 - 第11条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第9条第1項の意見に配慮して関係地域の範囲及び第7条第1項第4号に掲げる事項に検討を加え、必要があると認めるときは関係地域の範囲を修正し、かつ、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。
 - 2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、市長に対し、技術的助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。(環境影響評価の実施)

- 第12条 事業者は、前条第1項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

- 第4節 準備書(準備書の提出)
 - 第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、技術指針で定めるところにより、当該環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成し、これを要約した書類(次条及び第15条第3項において「要約書」という。)と併せて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第7条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 第9条第1項の意見の概要
- (3) 第10条第1項の市長の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 関係地域の範囲及びその概況
- (6) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (7) 第11条第2項の助言がある場合には、その内容
- (8) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)
 - イ 環境の保全及び創造のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)
 - ウ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

- (9) 事後調査(前号イに掲げる措置が事業に係る工事の着工後判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合における当該環境の状況の把握のための措置を含む。)の計画として、次に掲げるもの
 - ア 事後調査の項目、手法、対象とする地域及び期間
 - イ その他規則で定める事項
- (10) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- 2 第1条第3項の規定は、準備書の作成について準用する。
- 3 第1項の規定による準備書の提出は、対象事業の種類ごとに規則で定める時期までに行わなければならない。(準備書の公告及び縦覧等)

- 第14条 市長は、準備書及び要約書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、準備書及び要約書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、準備書及び要約書を公告の日から起算して1週間縦覧に供しなければならない。
- 2 第8条第2項の規定は、準備書及び要約書の送付について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第14条第1項」と読み替えるものとする。(説明会の開催等)

- 第15条 事業者は、前条第1項の縦覧期間内に、対象事業に係る準備書に記載された関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。ただし、当該関係地域内において説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議の上、当該関係地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日及び場所を定め、市長に通知するとともに、これらを説明会の開催を予定する日の1週間前までに、規則で定めるところにより公告しなければならない。
- 3 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、前条第1項の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。
- 4 事業者は、説明会を開催したときはその概要を、開催しなかったときはその理由及び準備書の記載事項についての周知の方法を、書面により市長に報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。(準備書についての意見書の提出等)

- 第16条 準備書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、第14条第1項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日まで間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
- 2 事業者は、前項の期間を経過した後、速やかに、同項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類並びに同項の意見書の写し(意見書の提出がない場合には、これらに代えてその旨を記載した書面)を市長に送付しなければならない。(公聴会の開催)

- 第17条 市長は、前条第2項の規定による送付を受けた場合において、次条第1項の意見を述べるため必要があると認めるときは、遅滞なく、公聴会を開催するものとする。

- 2 市長は、事業者に対し、公聴会への同席について協力を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により公聴会を開催したときは、速やかに、聴取した意見の概要その他の公聴会の結果を記載した書面を作成し、その写しを事業者に送付しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。(準備書についての市長の意見)

- 第18条 市長は、第16条第2項の規定による送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、第16条第1項の意見、同条第2項の事業者の見解及び前条第3項の意見に配慮するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。

- 第5節 評価書(評価書の提出)
 - 第19条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第16条第1項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。))は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。
 - (1) 第7条第1項第2号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。)
 - (2) 第6条から第21条までの規定による環境影響評価に関する手続を経ること
 - (3) 第7条第1項第1号又は第13条第1項第2号から第4号まで、第7号、第9号若しくは第10号に掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。)

- 次項、次条及び第21条の規定による環境影響評価に関する手続を経ること
 - (3) 前2号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと
- 2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合に準ずる環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を、技術指針で定めるところにより作成し、これを要約した書類(次条及び第21条において「要約書」という。)と併せて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第13条第1項各号に掲げる事項
- (2) 第16条第1項の意見の概要
- (3) 前条第1項の市長の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解(評価書の公告及び縦覧)

- 第20条 市長は、評価書及び要約書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、評価書及び要約書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、評価書及び要約書を公告の日から起算して1週間縦覧に供しなければならない。(免許等を行う者等への要請)

- 第21条 市長は、対象事業の実施に際し、法令等の規定により、免許等又は特定届出が必要とされる場合において、前条の規定による公告の日までに当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、当該対象事業に係る評価書及び要約書を送付するとともに、当該免許等又は特定届出の審査に際し、当該評価書の記載事項に配慮し、当該事業に関する環境の保全及び創造についての適正な配慮がなされるよう要請するものとする。

- 第6節 対象事業の実施の制限等(対象事業の実施の制限)

- 第22条 事業者は、第20条の規定による公告の日以後でなければ、対象事業(第19条第1項の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業)を実施してはならない。(事業者の環境の保全及び創造についての配慮)

- 第23条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全及び創造についての適正な配慮をして当該対象事業を実施しなければならない。

- 第4章 事後調査に関する手続(工事着手届)

- 第24条 事業者は、対象事業に係る工事に着手したときは、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。(工事完了届)

- 第25条 事業者は、対象事業に係る工事が完了したとき(当該工事の完了前に、当該工事に係る土地又は工作物の供用(土地又は工作物において当該事業の目的である活動が行われることをいう。以下同じ。))が開始されたときを含む。))は、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。(事後調査の実施等)
- 第26条 事業者は、評価書に記載された事後調査の計画に基づいて、技術指針で定めるところにより、事後調査を行い、次に掲げる事項を記載した事後調査報告書を適切な時期ごとに作成しなければならない。
 - (1) 第13条第1項第1号に掲げる事項
 - (2) 対象事業が実施される区域
 - (3) 対象事業に係る評価書に記載された関係地域の範囲
 - (4) 対象事業に係る工事の進捗状況又は対象事業に係る土地若しくは工作物の供用の状況
 - (5) 環境の保全及び創造のための措置の実施状況
 - (6) 事後調査の項目、手法及び対象とする地域
 - (7) 事後調査の結果
 - (8) 前号の結果に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じようとし、又は講じた場合においては、その内容
 - (9) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (10) その他規則で定める事項

(事後調査報告書の提出)

第27条 事業者は、事後調査報告書を作成したときは、遅滞なく、これを市長に提出しなければならない。

(事後調査報告書の公告及び縦覧)

第28条 市長は、事後調査報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、事後調査報告書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、事後調査報告書を公告の日から起算して1週間縦覧に供しなければならない。

(工事着手後の環境の状況等に対する意見の申出)

第29条 事業者が対象事業に係る工事に着手した日(以下「工事着手日」という。)以後、当該対象事業に係る評価書に記載された関係地域における環境の状況又は第26条第5号の措置の実施状況が明らかに評価書に記載されているところと異なり、かつ、環境の保全及び創造の見地から当該異なる状況については是正の必要があると認める者は、工事着手日から当該対象事業に係る最後の事後調査報告書の縦覧期間満了の日までの間に、その旨を書面により市長に申し出ることができる。

(実態調査等)

第30条 市長は、第27条の規定による事後調査報告書の提出、前条の規定による申出その他の事由により、同条の環境の状況又は第26条第5号の措置の実施状況が評価書に記載されているところと異なっているおそれがあると認めるときは、工事着手日から前条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して規則で定める期間を経過する日までの間に、環境の保全及び創造の見地から必要な限度において、当該対象事業に係る同号の措置の実施状況又は対象事業に係る工事の実施状況、工事の完了時の状況、土地若しくは工作物の供用後の状況その他の対象事業に係る工事の着手後の状況について、職員に実態調査をさせ、又は当該対象事業に係る事業者に対し、期限を付して報告を求めることができる。

2 事業者は、前項の規定により市長が職員に実態調査をさせ、又は報告を求めるときは、これに協力しなければならない。

3 第1項の規定による実態調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(技術の向上のための措置)

第31条 市長は、事後調査報告書の内容並びに前条第1項の規定による実態調査の結果及び報告の内容について、評価書との関連において必要な分析及び検討を加え、環境影響評価に関する技術の向上に努めなければならない。

2 市長は、前条第1項の規則で定める期間を経過した日後において、環境影響評価に関する技術の向上のため必要があると認めるときは、環境の保全及び創造の見地から必要な限度において、職員に同項の規定の例による実態調査をさせることができる。

3 事業者は、前項の規定により市長が職員に実態調査をさせるときは、これに協力するように努めなければならない。

4 前条第3項の規定は、第2項の規定による実態調査について準用する。

第5章 対象事業の内容の変更等

(事業内容の変更の場合の手續)

第32条 事業者は、第7条第1項の規定による方法書等の提出後に同項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合(第19条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、当該変更後の事業について、改めて環境影響評価に関する手續を経なければならない。ただし、当該事項の変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当する場合は、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により当該変更後の事業について環境影響評価に関する手續を経る場合は、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

3 第24条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

4 第20条の規定による公告の日以後に第7条第1項第2号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者(第1項ただし書の規定により環境影響評価に関する手續を経ることを要しないこととされる事業者を除く。)に対する第22条の規定の適用については、同条中「公告」とあるのは「公告(同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価に関する手續を再び経た後に行われるものに限る。)」と、「対象事業」とあるのは、「第32条第1項の規定の適用を受ける変更後の事業」とする。

(対象事業の廃止等)

第33条 事業者は、第7条第1項の規定による方法書等の提出後に次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき

(2) 第7条第1項第2号に掲げる事項の変更をした場合において当該変更後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき

(4) 対象事業に係る工事の完了後又は土地若しくは工作物の供用が開始された後、当該土地又は工作物の管理を事業者以外の者に引き継いだとき

2 第24条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 第1項第3号の場合において、前項において準用する第24条第2項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価及び事後調査に関する手續は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価及び事後調査に関する手續は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

4 第1項第4号の場合において、第26条、第27条、第30条第1項及び第2項並びに第31条第3項の規定による事後調査に関する手續は、同号に規定する引継ぎを受けた者(以下「管理者」という。)が事業者に代わって行うことができる。

5 管理者は、前項の規定により事後調査に関する手續を行うこととした場合には、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

(長期間工事に未着手である場合等の手續の再実施の要請)

第34条 市長は、事業者が第20条の規定による公告の日から起算して5年を経過した日以後に対象事業に係る工事に着手する場合(第32条第1項の規定の適用を受けた変更後の事業について第20条の規定による公告が行われたときは、当該公告の日から起算して5年を経過した日以後に当該変更後の事業に係る工事に着手する場合)において、環境の保全及び創造の見地から必要があると認めるときは、当該事業者に対し、改めて環境影響評価に関する手續の全部又は一部を請求することができる。

2 市長は、事業者が対象事業に係る工事を5年を超えて中断した後再開しようとする場合において、環境の保全及び創造の見地から必要があると認めるときは、当該事業者に対し、

改めて環境影響評価に関する手續の全部又は一部を経るよう求めることができる。

3 前2項の場合において、市長は、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による市長の求めにより改めて環境影響評価に関する手續を経る事業者に対する第22条の規定の適用については、同条中「公告」とあるのは「公告(同条の規定による公告が行われ、かつ、この条例の規定による環境影響評価に関する手續を再び経た後に行われるものに限る。)」と、「実施して」とあるのは「実施し、又は中断した工事を再開して」とする。

第6章 都市計画対象事業に関する特例

(都市計画決定権者による手續)

第35条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業(以下これを「都市計画対象事業」という。)については、第3章、第32条及び第33条(第1項第3号及び第4号並びに第3項から第5項までを除く。)の規定による環境影響評価に関する手續は、当該都市計画の決定又は変更をする者(以下「都市計画決定権者」という。)が当該対象事業に係る事業者に代わって行うことができる。この場合において、第6条第2項(第7条第2項及び第13条第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価に関する手續を行う場合において、都市計画決定権者は、事業者に対し、同項の環境影響評価に関する手續を行うための資料の提供、説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

3 都市計画決定権者は、第1項の規定により環境影響評価に関する手續を行うこととした場合には、速やかに、その旨を書面により市長に通知しなければならない。

4 前3項及び次条に定めるもののほか、都市計画対象事業に係る環境影響評価に関する手續について必要な事項は、規則で定める。

(都市計画決定手續との連携の確保)

第36条 第13条第3項の規定にかかわらず、都市計画対象事業に係る準備書の提出の時期は、都市計画法第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による公告の前までとするものとする。

2 都市計画対象事業に係る都市計画が都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により認可又は同法第19条第1項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による承認を要するものである場合においては、第8条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)及び第21条の規定による送付又は要請は、当該認可又は承認を行う者に対しても行うものとする。

3 市長は、都市計画対象事業に係る都市計画の決定又は変更環境影響評価の結果が反映されるようにするため、当該決定又は変更をする都市計画決定権者と十分な連携を確保し、必要な調整を行うように努めなければならない。

(事後調査に関する手續についての調整)

第37条 市長は、第35条第1項の規定により都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価に関する手續を行った場合は、事業者又は管理者(以下「事業者等」という。)が行う事後調査に関する手續が円滑に行われるよう、都市計画決定権者及び事業者等と必要な調整を行うものとする。

第7章 法対象事業等に係る条例の手續

(法対象事業に係る方法書についての市長の意見)

第38条 市長は、法第10条第2項の規定に基づいて県知事に意見を述べるときは、法第8条第1項の意見に配慮するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

(法対象事業に係る公聴会の開催)

第39条 第17条の規定は、法対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「前条第2項」とあるのは「法第19条」と、「次条第1項」とあるのは「法第20条第2項において準用する法第10条第2項」と、同条第2項及び第3項中「事業者」とあるのは「法第2条第5項に規定する事業者」と読み替えるものとする。

(法対象事業に係る準備書についての市長の意見)

第40条 市長は、法第20条第2項において準用する法第10条第2項の規定に基づいて県知事に意見を述べるときは、法第19条の意見及び見解並びに前条において準用する第17条第3項の意見に配慮するとともに、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。

(意見書の写しの提出の要請)

第41条 市長は、法第10条第2項及び法第20条第2項において準用する法第10条第2項の規定に基づいて県知事に意見を述べるときは、法第2条第5項に規定する事業者(以下「法対象事業者」という。)に対し、法第8条第1項及び法第18条第1項の意見書の写しの提出について協力を求めることができる。

(事後調査計画書の提出等)

第42条 法対象事業者は、法対象事業に係る工事に着手するときは、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事後調査計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 法第5条第1項第1号に掲げる事項

(2) 法対象事業の名称、目的及び内容

(3) 法対象事業が実施されるべき区域その他の法対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲及びその概況

(4) 事後調査(法第14条第1項第7号ロの措置が事業に係る工事の着手後判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合における当該環境の状況の把握のための措置を含む。)の計画として、次に掲げるもの

ア 事後調査の項目、手法、対象とする地域及び期間

イ その他規則で定める事項

2 市長は、事後調査計画書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨、事後調査計画書の縦覧の場所その他規則で定める事項を公告するとともに、事後調査計画書を公告の日から起算して1週間縦覧に供しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による事後調査計画書の提出を受けたときは、規則で定める期間内に、法対象事業者に対し、事後調査の計画について環境の保全及び創造の見地からの意見を書面により述べるることができる。

4 前項の場合において、市長は、あらかじめ、審査会の意見を聴くことができる。

5 市長は、第3項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その旨及び当該意見の内容を公告しなければならない。

6 法対象事業者は、第3項の意見が述べられたときはこれを勘案して、事後調査計画書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるときは、速やかに、修正を行うとともに、当該修正後の事後調査計画書を市長に提出しなければならない。

7 第2項の規定は、修正後の事後調査計画書の提出について準用する。

(事後調査に関する手續)

第43条 第4章及び第33条の規定による事後調査に関する手續は、法対象事業について準用する。この場合において、第24条中「事業者」とあるのは「第41条の法対象事業者(以下「法対象事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条中「評価書に記載された事後調査の計画」とあるのは「事後調査計画書(第42条第6項の規定に基づいて修正をしたときは、当該修正後の事後調査計画書。以下同じ。)」と、同条第1号中「第13条第1項第1号に掲げる事項」とあるのは「第42条第1項第1号及び第2号に掲げる事項」と、同条第3号中「評価書に記載された関係地域」とあるのは「第42条第1項第3号の地域(同条第6項の規定に基づいて事後調査計画書の修正をしたときは、当該修正後の事後調査計画書に記載された当該地域。以下同じ。)」と、同条第5号中「環境の保全及び創造のための措置」とあるのは「法第14条第1項第7号ロの措置」と、第27条及び第29条中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条中「評価書に記載された関係地域」とあるのは「第42条第1項第3号の地域」と、「明らかに評価書」とあるのは「明らかに法第21条第2項の環境影響評価書(法第25条第1項第2号又は同条第2項の規定による修正をしたときは、当該修正後の環境影響評価書。以下同じ。)」と、第30条第1項中「評価書」とあるのは「法第21条第2項の環境影響評価書」と、「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、同条第2項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、第31条第1項中「評価書」とあるのは「法第21条第2項の環境影響評価書」と、同条第3項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、第33条第1項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、「第7条第1項の規定による方法書等の提出後」とあるのは「法第27条の規定による公告の日後(第3号に該当することとなった場合にあっては、法対象事業に係る工事の着手後)」と、同項第2号中「第7条第1項第2号に掲げる事項」とあるのは「第42条第1項第2号に掲げる事項」と、同項第4号及び同条第3項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と、「環境影響評価及び事後調査」とあるのは「事後調査」と、同条第4項中「事業者」とあるのは「法対象事業者」と読み替えるものとする。

2 市長は、法第40条第1項の規定の適用を受ける法対象事業について、法対象事業者及び前項において準用する第33条第4項の管理者(以下「法対象事業者等」という。)が前条及び前項の規定に基づく事後調査に関する手續を円滑に行えるよう、都市計画決定権者及び法対象事業者等と必要な調整を行うものとする。

3 市長は、法対象事業の実施に係る法第4条第1項第1号の免許等を行う者が、当該免許等を行うに当たって、法第33条第2項各号(同条第4項の規定において準用する場合を含む。)の規定により条件を付した場合で当該条件が事後調査に関するものであるときは、当該免許等を行う者及び法対象事業者等と必要な調整を行うことができる。

4 市長は、法対象事業者等が、法第14条第1項第7号ハの措置を講じる場合にあっては、前条及び第1項の規定による事後調査に関する手續に関し、法対象事業者等と必要な調整を行うことができる。

(都市計画に定められる法対象事業)

第44条 法第40条第1項の規定の適用を受ける法対象事業に係る第38条から前条までの規定の適用について必要な技術的読替等は、規則で定める。

(港湾計画に係る事後調査に関する手續等)

第45条 第17条、第4章、第33条及び第40条から第42条までの規定は、法第48条第1項の規定の適用を受ける港湾計画(港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に規定する重要港湾に係る同法第3条の第3項1項に規定する港湾計画をいう。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替等は、規則で定める。

第8章 仙台市環境影響評価審査会

第46条 この条例によりその権限に属せられた事項並びに環境影響評価及び事後調査に関する重要な技術的事項を調査審議させるため、審査会を置く。

2 審査会は、委員15人以内で組織し、委員は、環境の保全及び創造について知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 雑則

(法対象事業から対象事業へ移行する場合の措置)

第47条 法対象事業がその事業規模の縮小その他市長が認める変更により、新たに対象事業に該当することとなった場合において、当該変更前に法の規定に基づいて行われた手續は、市長が定めるところにより、この条例の相当する規定により行われたものとみなすことができる。この場合において、当該対象事業について、第6条の規定は、適用しない。

(対象事業以外の事業への環境影響評価及び事後調査に関する手續の要請)

第48条 市長は、第2条第3項各号に掲げる事業の種類のうちいずれかに該当する一の事業で対象事業以外のもの(法対象事業を除く。)について、当該事業に係る環境影響の程度が特に著しいものとなるおそれがあると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該事業を実施しようとする者に対し、この条例の規定の例による環境影響評価及び事後調査に関する手續を経るよう求めることができる。

第49条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他人の所有し、又は占有する土地において、職員に実地調査を行わせることができる。

2 前項の場合において、土地の所有者又は占有者は、当該職員の行う実地調査について、協力するように努めなければならない。

3 第30条第3項の規定は、第1項の規定による実地調査について準用する。

(催告及び公表)

第50条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者等(都市計画決定権者及び法対象事業者等を含む。以下この条において同じ。)に対し、必要な措置をとるべきことを催告することができる。

(1) 事業者等がこの条例の規定による手續の全部又は一部を実施しなかったとき

(2) 事業者等が虚偽の記載をした事前調査書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書又は事後調査報告書を提出したとき

(3) 事業者が第22条(第32条第4項において読み替えて適用される場合を含む。)の規定に違反して対象事業を実施したとき

(4) 市長が第30条第1項(第43条第1項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定による実態調査をさせ、又は報告を求めた場合において、事業者等が実態調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき

(5) 市長が第30条第1項の規定による実態調査をさせ、又は報告を受けた場合において、対象事業又は法対象事業に係る工事の着手後の状況が、事業者等の責めに帰すべき事由により、評価書又は法第21条第2項の環境影響評価書(法第25条第1項第2号又は同条第2項の規定による修正をしたときは、当該修正後の環境影響評価書)に記載されているところと異なるものであり、かつ、環境の保全及び創造に著しい支障をきたすおそれがあると認めるとき

2 市長は、前項第5号の規定により必要な措置をとるべきことを催告するに当たって、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

3 市長は、事業者等が第1項の規定による催告に従わないときは、その旨及び当該催告の内容を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

5 市長は、その実施に際し、法令等の規定により、免許等又は特定届出が必要とされる対象事業について、第3項の規定による公表で工事着手日以前の行為に対してなされた催告に基づくものをしたときは、遅滞なく、当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、その内容を書面により通知するものとする。

6 市長は、その実施に際し、法第4条第1項第1号の免許等が必要とされる法対象事業で、当該免許等を行う者が当該免許等を行うに当たって法第33条第2項各号(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により条件を付していたものについて、第3項の規定による公表をしたときは、遅滞なく、当該免許等を行う者に対し、その内容を書面により通知するものとする。

(近隣市町村等との協議)

第51条 市長は、対象事業が実施されるべき区域その他の対象事業に係る環境影響を受ける範囲である市長が認める地域が近隣の市町村の区域にわたると認めるときは、当該対象事業に関してするべき手續について、当該市町村の区域の属する県又は市町村の長と協議し、適切な措置を講ずるように努めなければならない。

(適用除外)

第52条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

(1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業

(3) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業

(規則への委任)

第53条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年6月12日から施行する。ただし、第1章、第2章、第8章、第52条及び第53条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 宮城県環境影響評価要綱(平成5年宮城県告示第857号)別表第1及び別表第2に掲げる事業(以下「要綱対象事業」という。)に該当するものを除くほか、対象事業については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から6月間は、第3章から第6章までの規定は、適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、対象事業であって次に掲げるもの(第2号及び第3号に掲げるものにおいて、施行日(前項の規定の適用を受ける対象事業にあっては同項の期間を経過した日。以下同じ。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第3章から第6章までの規定は、適用しない。ただし、第2号及び第3号に掲げるものについて、施行日から起算して5年を超えて当該対象事業に係る工事に着手する場合は、この限りでない。

(1) 環境影響評価条例(平成10年宮城県条例第9号)附則第2項の規定により同項各号に定める手續を経たものとみなされて同条例に基づく手續を行うもの

(2) 前号に掲げるもののほか、都市計画対象事業以外の対象事業で施行日前に第13条第3項の規則で定める時期を過ぎたもの

(3) 第1号に掲げるもののほか、都市計画対象事業で施行日前に当該都市計画対象事業に係る都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたもの(次項の規定の適用を受けるものを除く。)

4 第2項の規定にかかわらず、施行日前に都市計画対象事業に係る都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたもの(次項の規定の適用を受けるものを除く。)

2 第2項の規定にかかわらず、施行日以後に当該都市計画対象事業に係る都市計画についてその内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第6章の規定は、適用しない。

(1) 要綱対象事業に該当する都市計画対象事業で都市計画法第60条の規定による申請をした日又は当該都市計画対象事業が都市計画に定められなかったとした場合に適用されることとなる第13条第3項に規定する準備書を提出すべき期限のいずれか早い日が施行日以後であるもの

(2) 施行日から起算して5年を超えて当該対象事業に係る工事に着手するもの

5 この条例の施行後に事業者となるべき者は、規則で定めるところにより、この条例の施行前においてこの条例の規定の例による手續を行うことができる。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。